

事業者の皆様へ

山形県は、女性の賃金向上のため、若年女性の非正規雇用労働者の正社員化を支援します。

賃金向上推進事業支援金
(正社員化コース)

事業所内の非正規雇用労働者を正社員に転換した場合に支援金を支給します。

支給額 **10万円/人** (1事業者あたり最大5人まで)

- 対象事業者 山形県内の中小企業等
- 支給の要件
- 令和3年4月1日から令和3年11月30日の間に事業所内の非正規雇用労働者を正社員に転換
 - 正社員転換後3か月以上継続して雇用
 - 正社員転換後の賃金を転換前より引き上げている
 - 対象事業所が山形労働局管内の雇用保険適用事業所
- 対象労働者
- 正社員に転換された40歳未満の女性正規雇用労働者
 - 山形県内に住所がある
 - 事業者、事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族でない
- ※国の「業務改善助成金」との併給はできません

申請期限 **令和4年3月7日(月) 必着**

(提出書類)

- * 山形県賃金向上推進事業支援金(正社員化コース)支給申請書(様式第1号)
- * 正社員転換前及び転換後の雇用通知書又はそれに準ずる書類の写し
- * 出勤簿(タイムカード等)及び賃金台帳(明細書等)の写し
- * 賃金増額確認書(様式第2号)
- * 山形労働局管内の雇用保険適用事業所であることを証する書類(雇用保険適用事業所設置届等)の写し
- * 誓約書(様式第3号)



<お問合せ先>

詳しくは県ホームページ

山形県 賃金向上推進事業 検索

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県産業労働部 雇用・コロナ失業対策課

電話 023-630-3245 FAX 023-630-2376